

鈴鹿医療科学大学利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）教職員の利益相反を適切に管理し、教職員の利益相反による不利益の防止を図ること、並びに本学が産学官連携活動に取り組むための環境整備に資することを目的とする。

2 臨床研究等における利益相反マネジメントに関し必要な事項は、本規程に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次の各号に掲げる者について適用する。

- (1) 本学の常勤の教職員
- (2) その他第5条に規定する委員会が指定する者

(定義)

第3条 この規程の対象となる「利益相反」とは、外部との経済的な利益関係によって、研究活動その他で必要とされる公正、かつ、適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者からの懸念が表明されかねない事態をいう。

(対象事項)

第4条 利益相反マネジメントの対象事項は、次に掲げる事項とする。ただし、臨床研究に係わる対象事項は、別に定める。

- (1) 教職員が学外に対して産学官連携活動を含む社会貢献活動（外部団体・企業等との共同研究、受託研究）を行う場合
- (2) 教職員が行う社会貢献活動に関係する外部団体・企業等から一定額以上の金銭的収入、物品、設備、人員等の便益の供与、株式保有等の経済的利益（公的機関から受けたものを除く。）を受けする場合、又は企業等の役員等に就任し、当該企業の経営に関与する場合
- (3) その他次条に規定する委員会が対象とすることを定めた場合

(委員会の設置)

第5条 利益相反マネジメントを適切に管理するため、学長の下に鈴鹿医療科学大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反を未然に防止するための施策の策定に関する事項
- (2) 利益相反に関して個々のケースが大学として許容できるかどうかの審議及び必要な勧告等に関する事項
- (3) 利益相反マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 利益相反に関する社会への情報公開に関する事項
- (5) 第4条第2号に規定する一定額以上の金銭的収入等についての金額に関する事項
- (6) その他本学の利益相反に関する重要事項

(利益相反マネジメントのための調査)

第7条前条第3号の調査は次に掲げる方法により実施する。

- (1) 利益相反自己申告書の提出
- (2) ヒアリング
- (3) カウンセリング
- (4) モニタリング
- (5) その他委員会が必要と認める方法

2 前項各号による調査の実施手続きは、委員会が決定する。

(審議、評価、勧告、決定等の手続)

第8条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、教職員の利益相反に関して大学として許容できるか否かについて審議する。

- 2 委員会は、審議の結果、必要と認められる場合には、関係する教職員に対して利益相反に関する勧告・指導等を行う。
- 3 委員会は、前項の勧告・指導等を行った場合、当該職員等の状況をモニターするものとする。
- 4 委員会は、審議の結果および勧告等の内容について、関係する教職員に速やかに通知する。
- 5 当該教職員は、委員会の勧告等に不服がある場合は、学長に対し申し出を行い、再度審議を求めることができる。
- 6 委員会は、前項の不服の申し出があった場合、再度審議を行い、学長が最終決定を行う。
- 7 前項により、学長の決定が下された場合、委員会はその遵守状況をモニターするものとする。

(委員会の組織)

第9条 委員会は、学長が指名する委員で組織する。

- 2 委員の定数は5名から7名とする。
- 3 委員のうち1名以上を外部委員とする。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、副学長(大学院・研究担当)をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、予め委員長が指名した委員が議長となる。

(定足数)

第11条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の際は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くこ

とができる。

(専門委員会)

第13条 委員会は、第7条に規定する調査を実施するため、専門委員会を置く。

2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員等の義務)

第14条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 第12条の規定により委員会に出席を求められた者及び委員会の事務に携わる者は、前項の規定を準用する。

(情報開示)

第15条 教職員の経済的な利益相反に関する要約書又は意見書について、当該教職員に参加する被験者から情報開示の請求があった場合は、委員会において検討を行う。

2 前項による情報開示請求に関して開示することが妥当と判断されれば、個人情報及びプライバシーの保護に十分に配慮して、学長の責任のもとに必要な範囲の情報を開示する。

(利益相反自己申告書等の管理・保存)

第16条 委員会は、提出された利益相反自己申告書等の利益相反マネジメントに関するすべての書類については、委員会議事録と共に5年間、秘密書類として管理・保存する。

(改正)

第17条 この規程は、委員の3分の2以上の賛成を得た後、運営協議会の議を経て改正することができる。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第19条 委員会の事務は、庶務課において行う。

附 則

この規程は、平成23年7月5日に制定し、平成23年度から適用する。

附 則

この規程は、令和2年7月7日に改正し、令和2年7月7日から適用する。